

【施設利用】新型コロナウイルス感染症対策

山岳科学センター
令和2年3月31日制定
令和2年6月1日改正
令和2年6月30日改正
令和2年7月10日改正

山岳科学センターの施設利用については、原則として学内指針に従うものとし、特に次のとおり利用制限を行う。

1. 施設利用許可条件

感染拡大の抑制策として、菅平高原実験所、八ヶ岳演習林、井川演習林および筑波実験林（以下「各ステーション」という）の利用は、次の条件を満たす者に限る。

- ① 利用前2週間程度前から、体温や健康状態に異常がなく、感染の疑いのある者（新型コロナウイルス感染症と似た症状のある者または感染リスクの高い人）との接触もないことを、利用開始時に健康チェックシートを提出して申告できる者。

2. 感染予防措置

- ① 密閉・密接・密集の3条件が同時に発生することを防止する。
- ② 施設の状況に応じて、各ステーションが定員や利用方法等を適宜指示できるものとし、利用者はそれを遵守する。

3. 利用制限期間

令和2年7月10日以降、新たな対策を策定するまで。

4. チェックシートによる確認

施設利用を許可した者についてはその利用期間中、別添のチェックシートにより感染防止のための必要なチェックを実施する。

5. その他

事態の進行に応じてセンター内で情報・認識の共有・更新を図る。感染拡大への対応が必要な場合や、個別対応が必要な場合は、地域や施設の状況に基づいて山岳科学センター長が利用の可否を判断するものとする。